

都市計画法第53条第1項許可申請 必要書類

申請者

1. 都市計画施設の確認

※ 都市計画道路は、事業認可されていない場合、申請可能です。
事業認可の有無についても事前にご確認下さい。
(都市計画課)

2. 申請書の提出

建築指導課

3. 書類審査

4. 事務決裁

5. 許可通知書の交付

申請者

1. 許可申請書

(【別記様式第10】建築指導課HPよりダウンロード可能です)

2. 委任状(自署又は押印したもの)

3. 付近見取り図

4. 配置図

5. 断面図(2面(桁行方向1面、梁間方向1面))

6. 副申書又はこれに替わる手続き

(許可申請の前に手続きが必要です)

(階数が2を超え又は地階を有するもの、若しくは主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造(以下「木造等」という)以外のもので、都市計画施設の所管部署が事業上止む無しと判断したものに限り。)

例 階数3 →副申書等の手続きが必要 (階数2(木造等) →副申書等は不要)

階数地上1地下1 →副申書等の手続きが必要

RC造2階 →副申書等の手続きが必要 (木造2階 →副申書等は不要)

都市計画施設の別によって、副申書等の相談先が異なります。

副申書等の手続きにつきましては、各所管課へお問い合わせください。

- ・ 都市計画道路 → 都市計画課：042-514-8354
- ・ 都市計画公園・緑地 → 緑と清流課：042-514-8307
- ・ 土地区画整理事業(区域決定) → 区画整理課：042-514-8378

●電子メールによる申請が可能となりました。

申請に必要な書類一式を「PDF形式」にて

建築指導課メールアドレス ksidou@city.hino.lg.jp へ送信のうえ、必ず担当者へ電話連絡をして、必要書類が揃っているか確認を受けて下さい。

(担当者の確認をもって受付となります。)

建築指導課 指導係

042-587-6211